

地域包括支援センター細谷・宝木 介護予防支援事業等運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人正恵会が開設する、介護予防支援事業所「地域包括支援センター細谷・宝木」（以下「事業所」という。）が、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要支援状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、必要な援助を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするために、できる限り要介護状態にならないような予防対策から高齢者の虐待防止を含む権利擁護、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、その状態の変化に応じ、切れ目なく様々なサービスが提供されることが必要となる。

このことから、事業所は常に公平・中立を旨とし、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助・支援を地域住民の理解と協力のもと包括的・継続的に実施する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（兼務）

事業所の従業員の管理及び職務の管理を一元的に行うものとする。

2 保健師もしくは経験のある看護師 1名以上

社会福祉士 1名以上

主任介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員 適宜配置

社会福祉主事 適宜配置

指定介護予防支援事業等に係る業務を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、土曜・日曜・祝日及び12月29日から1月3日については、電話での受付のみの対応とする。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービス提供方法及び内容)

第5条 事業所は、介護予防支援事業者として市から指定を受け、要支援認定者又は基本チェックリストに該当した1号被保険者等からの依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、要支援認定及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当するもの、その他厚生労働省令で定めた計画（以下「介護予防サービス計画」という。）又は、総合事業の「介護予防ケアマネジメント計画」を作成するとともに、当該介護予防サービス計画等に基づく指定介護予防サービス事業等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

1 利用申し込みの受付

要支援の認定を受けた者又は基本チェックリストに該当した1号被保険者（以下、「利用者」という。）から申し込みがあった場合、重要事項を説明し同意を得た上で利用申込者に所定書類に必要事項を記入してもらい市に届け出る。

2 契約締結

指定介護予防サービスの利用ができるよう、利用者と事業所間において契約を締結する。

3 アセスメント

利用者宅等を訪問し、所定のアセスメント項目により、利用者及び家族に対しアセスメントを行う。

4 介護予防サービス計画原案の作成

アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを利用者及び家族と調整し、合意した結果に基づき、介護予防サービス計画の原案を作成する。

5 サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス計画原案について専門的な意見を聴取する。

6 介護予防サービス計画書の交付

利用者または家族に説明し同意を得た後、介護予防サービス計画書を利用者または家族に交付する。

7 サービスの提供

介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整を行う。

8 モニタリング

必要に応じ利用者宅等を訪問するなどの方法により、計画の実施状況を把

握する。

9 評価

介護予防サービス計画等の期間の終了時には、計画の達成状況について評価を行う。

10 医療機関との連携

利用者が医療系サービスの利用を希望する場合や必要な場合には、利用者の同意を得て主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達し意見を求めるものとし、この意見を求めた主治医へ計画を交付する。

（虐待防止の為の措置に関する事項）

第6条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定する
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針の整備を行う。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに宇都宮市へ通報する。

（ハラスメント防止のための措置に関する事項）

第7条 事業所は、適切な介護予防居宅支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な発言又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するために次に掲げる措置を講じる。

- 1 相談窓口の設置
- 2 ハラスメント防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 ハラスメント防止のための指針の整備を行う。

（業務継続計画の策定）

第8条 事業所は、感染症や非常災害時においても、サービス提供の継続や早期の再開などを目的とし、次に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防居宅支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じる。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（利用料及びその他の費用）

第9条 介護予防サービス計画作成に係る費用は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、介護予防サービス事業者との連絡調整に関わる費用、給付管理業務に係る費用、介護保険要支援認定申請代行に係る費用は無料とする。

（サービス提供地域）

第10条 サービス提供地域は、宇都宮市細谷・上戸祭地区・宝木地区とする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

採用時研修 採用後6ヶ月以内

継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知りえた利用者または家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者または家族等の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込み、雇用契約を結ぶこととする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人正恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。